

危険物取扱者試験事務

(総務省消防庁予防課危険物保安室)

1. 事務・事業の概要

消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 13 条第 1 項の規定により、政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者で、6 月以上危険物取扱いの実務経験を有するものの中から危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならないとされている。

また、消防法第 13 条第 3 項の規定では、製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならないとされている。

危険物取扱者の責務、資格等については、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 6 章及び危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）第 7 章に規定されており、都道府県知事が実施する各種危険物取扱者試験に合格したのに対し、危険物取扱者免状が交付される。

なお、消防法第 13 条の 5 第 1 項の規定により、都道府県知事は、総務大臣の指定する者に当該試験の実施に関する事務を行わせることができる。

2. 指定、登録等の基準

○消防法（昭和 23 年法律第 186 号）

〔危険物の保安を監督するもの〕

第 13 条 政令で定める製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、甲種危険物取扱者（甲種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）又は乙種危険物取扱者（乙種危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）で、六月以上危険物取扱いの実務経験を有するものの中から危険物保安監督者を定め、総務省令で定めるところにより、その者が取り扱うことができる危険物の取扱作業に関して保安の監督をさせなければならない。

② 製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者は、前項の規定により危険物保安監督者を定めたときは、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。これを解任したときも、同様とする。

③ 製造所、貯蔵所及び取扱所においては、危険物取扱者（危険物取扱者免状の交付を受けている者をいう。以下同じ。）以外の者は、甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者が立ち会わなければ、危険物を取り扱ってはならない。

〔危険物取扱者免状〕

第 13 条の 2 危険物取扱者免状の種類は、甲種危険物取扱者免状、乙種危険物取扱者免状及び丙種危険物取扱者免状とする。

② 危険物取扱者が取り扱うことができる危険物及び甲種危険物取扱者又は乙種危険物取扱者とその取扱作業に関して立ち会うことができる危険物の種類は、前項に規定する危険物取扱者免状の種類に応じて総務省令で定める。

- ③ 危険物取扱者免状は、危険物取扱者試験に合格した者に対し、都道府県知事が交付する。
- ④ 都道府県知事は、左の各号の一に該当する者に対しては、危険物取扱者免状の交付を行わないことができる。
 - 一 次項の規定により危険物取扱者免状の返納を命ぜられ、その日から起算して1年を経過しない者
 - 二 この法律又はこの法律に基く命令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられた者で、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しないもの
- ⑤ 危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反しているときは、危険物取扱者免状を交付した都道府県知事は、当該危険物取扱者免状の返納を命ずることができる。
- ⑥ 都道府県知事は、その管轄する区域において、他の都道府県知事から危険物取扱者免状の交付を受けている危険物取扱者がこの法律又はこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、その旨を当該他の都道府県知事に通知しなければならない。
- ⑦ 前各項に規定するもののほか、危険物取扱者免状の書換、再交付その他危険物取扱者免状に関し必要な事項は、政令で定める。

〔危険物取扱者試験〕

第13条の3 危険物取扱者試験は、危険物の取扱作業の保安に関して必要な知識及び技能について行う。

- ② 危険物取扱者試験の種類は、甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び丙種危険物取扱者試験とする。
- ③ 危険物取扱者試験は、前項に規定する危険物取扱者試験の種類ごとに、毎年1回以上、都道府県知事が行なう。
- ④ 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、甲種危険物取扱者試験を受けることができない。
 - 一 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において化学に関する学科又は課程を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして総務省令で定める者
 - 二 乙種危険物取扱者免状の交付を受けた後2年以上危険物取扱いの実務経験を有する者
- ⑤ 前各項に規定するもののほか、危険物取扱者試験の試験科目、受験手続その他試験の実施細目は、総務省令で定める。

〔危険物取扱者試験委員〕

第13条の4 都道府県は、危険物取扱者試験の問題の作成、採点その他の事務を行わせるため、条例で、危険物取扱者試験委員を置くことができる。

- ② 前項の危険物取扱者試験委員の組織、任期その他危険物取扱者試験委員に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。

〔危険物取扱者試験事務の委任〕

第13条の5 都道府県知事は、総務大臣の指定する者に、危険物取扱者試験の実施に関する事務（以下この章において「危険物取扱者試験事務」という。）を行わせることができる。

- ② 前項の規定による指定は、危険物取扱者試験事務を行おうとする者の申請により行う。
- ③ 都道府県知事は、第1項の規定により総務大臣の指定する者に危険物取扱者試験事務を行わせるときは、危険物取扱者試験事務を行わないものとする。

第 13 条の 6 総務大臣は、前条第 2 項の規定による申請が次の要件を満たしていると認めるときでなければ、同条第 1 項の規定による指定をしてはならない。

- 一 職員、設備、危険物取扱者試験事務の実施の方法その他の事項についての危険物取扱者試験事務の実施に関する計画が危険物取扱者試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の危険物取扱者試験事務の実施に関する計画の適正かつ確実な実施に必要な経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- 三 申請者が、危険物取扱者試験事務以外の業務を行つている場合には、その業務を行うことによつて危険物取扱者試験事務が不公正になるおそれがないこと。

② (略)

○危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号）

〔指定試験機関の指定の申請〕

第 58 条の 2 法第 13 条の 5 第 2 項の規定による申請は、次に掲げる事項を記載した申請書によつて行わなければならない。

- 一 名称及び主たる事務所の所在地
- 二 指定を受けようとする年月日

② 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 定款又は寄附行為及び登記事項証明書
- 二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）
- 三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書
- 四 現に行つている業務の概要を記載した書類
- 五 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- 六 役員の名、住所及び経歴を記載した書類
- 七 指定の申請に関する意思の決定を証する書類
- 八 試験事務を取り扱う事務所の名称及び所在地を記載した書類
- 九 試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類
- 十 試験事務の実施の方法の概要を記載した書類
- 十一 法第 13 条の 10 第 1 項に規定する試験委員の選任に関する事項を記載した書類
- 十二 その他参考となる事項を記載した書類

3. 指定、登録等を受けた法人

法人等の名称	JCN	指定等の時期	法人の連絡先	指定、登録の理由等
一般財団法人 消防試験研究 センター	5010005009015	昭和 59 年 12 月	東京都千代田区霞が関 1 丁目 4 番 2 号 03-3597-0220	消防法第 13 条の 6 第 1 項各号に定める要件を満 たしているため

4. 指定、登録等の基準に対するよくあるお問い合わせと回答

特になし

5. 指定、登録等に係る事務・事業の料金等とその積算根拠

料金等	積算根拠
試験手数料 ※一般財団法人 消防試験研究センター HP (危険物取扱者試験 URL) https://www.shoubo-shiken.or.jp/kiikenbutsu/	地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)表中第21項第4号

6. 指定、登録等に係る事務・事業についての見直し結果(令和7年9月1日現在)

改正の必要なし

7. 政策評価

地方公共団体の事務であるため政策評価の対象外